

令和3年第4回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年4月26日
開催年月日 令和3年4月26日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 13時43分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	12	高田 幸好
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
7	小埜 一博	第2区域	野村 五郎
8	山口 俊司	第3区域	染野 亘志
9	染野 嘉明	第4区域	齊藤喜久夫
10	宮澤 史明		

○欠席委員

2 井上ゆかり

11 林 春政

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 野原 靖子
主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (2) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。大分陽気がよくなりました。いよいよ農業のほうも、種まき、植え付け、大変忙しい中、大変ご苦労さまでございます。新しい事務局長さんが来まして、今後ともよろしくをお願いいたします。

相変わらずコロナのほうも元気づきまして、本当に困った問題です。私のほうは75歳以上になりましたので、いよいよワクチンのあれが来ました、通知が。大分申込みが始まりまして、電話も通じないような状態ではなっているようですけれども、ワクチンでも出て、どんどんやって、何とかオリンピックぐらいまでに間に合わせないと、大変なことになると。ワクチンのほうも、これから新しい新種のウイルスが出てくると問題になるんですけれども、早めにやって、かからないようにしたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

早速ですが、会議のほうに入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行によりしくお願いします。

ただいまの出席委員は11名です。本日の欠席、林委員、井上委員の欠席が届けられましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

7番、小笠一博委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、異議ないと認めます。よって、議事録署名人に7番、小笠一博委員、8番、山口俊司委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

4月3日に宝登山神社の例大祭が開催され、式典に出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請3件について審議いたします。

農地法第5条番号1、中村輝男氏所有の農地を株式会社ピー・ワイ農園代表取締役 伊藤初枝氏がオートキャンプ場敷地の拡張への移転のための申請について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、長瀬町大字井戸559番地1、株式会社ピー・ワイ農園 代表取締役 伊藤初枝、譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字井戸534番地、中村輝男さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字釜ノ上424番1、地目は畑、面積は757平方メートルの1筆です。転用の目的はオートキャンプ場敷地の拡張となります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、井戸中郷区内、譲受人が運営する長瀬オートキャンプ場入り口から北に約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、キャンプ場を利用するお客様が増えてきたのでその受入れ態勢を整えたく会社の土地にも接している申請地を買い受け一体として利用し多くの利用客を向かい入れたいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は757平方メートルです。次に資金計画ですが、土地購入費が115万円で、資金調達方法は、自己資金ということ

です。現在お返ししています申請書に、埼玉りそな銀行皆野支店の預金通帳の写しも添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀨町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀨玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、県道長瀨・玉淀自然公園線、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いいたします。

○齊藤喜久夫委員 4月21日、事務局の浅見さんと確認をさせていただきました。皆様のお手元にあるとおり、説明にあるとおり、転用の目的につきましては、オートキャンプ場の敷地の拡張ということで、ご承知のとおり、キャンプ人口が増加しているということの中で、受入れの体制をさらに拡充したいという意向みたいで、現場は会社の隣の土地になります。雑草等が生えておりますが、農地として残すのにはちょっと難があるということで、やむなしというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、井上ゆかり委員の説明をお願いします。

2番、ゆかり委員は欠席になりますので、事務局をお願いします。

○事務局 欠席の井上委員から、事務局が事前に意見を伺っておりますので、私のほうでご説明させていただきます。

20日の日に井上委員と事務局浅見で現地確認を行いました。申請地は耕作されていない農地であって、周辺環境から見て、敷地拡張での転用はやむなしかなということを伺っております。

以上で井上委員の言葉とします。

○議長 委員代理の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手と認めます。

よって、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号2、村田由金氏所有の農地を外菌定実氏が駐車場拡張するための転用について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、東京都練馬区富士見台2丁目20番12-105号、外菌定実さん。譲渡人、住所・氏名、東京都あきる野市牛沼536番地16、村田由金さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字橋場312番1、地目は畑、面積は462平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場敷地です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、五区内、光安寺から東に約100メートルにあり、申請者が開店した店舗の北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地を買い受け申請地を買い受け、隣接地の貸自転車施設の駐車場として利用致したいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は462平方メートルです。

次に資金計画ですが、土地取得費895万円と土地造成費91万9,475円、その他の経費29万581円で合計1,016万56円となり、資金調達方法は、自己資金ということです。現在お返ししています申請書に、きらぼし銀行石神井支店の残高証明書も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化

調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、国道140号線に隣接敷地で接道している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

20日に事務局の浅見さんと、それから久保田さん、3人で現地確認に行きました。場所を言います。五区内、光安寺というお寺があるんですが、お寺から、東でいいんかな、100メートルぐらいのところにある国道140号線に沿ったところにある農地です。

以上です。

○議長 担当推進委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

4番、久保田穂積委員、説明をお願いします。

○4番久保田穂積委員 今、中井さんが説明したんですけれども、4月20日ですね、事務局の浅見さん、推進委員の中井さん、自分も含め3人で現地を確認しました。場所については、五区内の光安寺というお寺があると思うんですけれども、そちらに関して80から100メートルぐらいか、トゥクトゥクという自転車とバイクの、観光地をぐるっとしているものなんですけれども、その道のところですよ。そちらの理由につきましては、今現在、村田さん家から半分駐車場にしているんですけれども、今非常に観光地に観光客が多くて、駐車場が狭いということで、隣のところも買っちゃって駐車場にしたいという申請でございます。駐車場にも最適ということで、大丈夫かと思しますので、ご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 久保田穂積委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手と認めます。異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号3、野口キミ子氏所有の農地を株式会社スカイテック株式会社 代表取締役安井雅之氏が駐車場拡張のための許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、皆野町金崎175、株式会社スカイテック 代表取締役 安井雅之さん。譲渡人、住所・氏名長瀬町大字長瀬1095番地4、野口キミ子さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字大木1115番2、地目は畑、面積は131平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、大木小路区内長瀬地区コミュニティ消防センターから南西100メートルにある場所です

次に、申請の事由ですが、現在使用している長瀬工場の駐車場が狭いため、申請地を従業員の駐車場として利用していきたいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は131平方メートルです。

次に資金計画ですが、土地購入費351万円と土地造成費11万円で合計362万円となり、資金調達方法は、自己資金ということです。現在お返ししています申請書に、埼玉りそな銀行皆野支店の残高証明書も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線4号線、町道長瀬50号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

- 中井孝志委員 担当が堀口さんと浅見さんと3人で現地確認に行きました。大木小路区内にある土地で、長瀬地区コミュニティ消防センターの南西にある土地です。センターから100メートルぐらいにある土地です。

以上です。

そこからあれか、町道4号線に沿っている土地です。よろしくお願いします。

- 議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

1番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

- 1番堀口榮一委員 1番、堀口です。

4月20日、事務局の浅見さん、それから推進委員の中井さんと共に立ち会ってまいりました。申請場所は長瀬地区コミュニティ消防センターの南西にありまして、町道幹線4号線と町道長瀬50号線の交差する角地にある三角地であります。案内図、公図を見ていただくと、ちょっとこの案内図が90度こういうふうな角度を回したようなところの公図の位置になっております。

現在この場所は、よく管理されておったんですけども、今は時節柄草地のような状態になっております。周りの近隣の住宅並びに農地への悪影響はないと考えます。

以上です。

- 議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

- 議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上、議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、5月の委員会日程となります。5月の委員会は25日火曜日午後1時30分からしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 なお、委員会終了後、2時30分から農振協議会を開催する予定となっております。いいですか。25日ですね。

では、25日火曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局から他にございますか。

○事務局 事務局から、先月の農地転用状況をご報告させていただきます。

農地法第5条の1件は、令和3年4月16日付で許可となりました。

以上で事務局のご報告を終わります。

○議長 以上で本日の審議を終了しました。これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後3時43分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年4月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 埜 一 博

署名委員 山 口 俊 司